

観光拠点及び防災拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

○補助対象先:① 観光拠点:観光案内所、文化財、自然公園、博物館等

② 防災拠点:緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等

○補助率:地方公共団体:1/2、第三セクター:1/3、交付額の下限は100万円

○公共事業・非公共事業の別:公共事業

イメージ図

